組織変更公告

当組合は、協同組合の組織を変更して株式会社とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、直近の貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

平成二十六年三月十八日

鹿児島県奄美市笠利町大字平一二六〇番地

本場奄美大島紬織元協同組合

代表理事　肥後　修朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月十六日

掲載頁　八十九頁（号外第八号）

平成二十六年三月十八日

東京都中央区八重洲二丁目四番一号常和八重洲ビル　株式会社Ｍ＆Ａサポート

代表取締役　平井　宏治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月十二日

掲載頁　九十三頁（号外第五十一号）

平成二十六年三月十八日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号

株式会社リョート・プランニング

代表取締役　中澤　大和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少して一億円とし、減少する資本金の全額六千万円を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十六年三月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年二月二十日

掲載頁　六十頁（号外第三十四号）

平成二十六年三月十八日

名古屋市北区金田町四丁目一六番地

アサヒフォージ株式会社

代表取締役　朝日　浩司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三十五万円減少し百十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年三月十八日

高知県安芸郡東洋町大字生見字南山七四四番二

株式会社ソーラーレボリューション高知

代表取締役　八田　正史

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十六年三月十八日

東京都中野区東中野二丁目二二番二〇号

株式会社ＡＲＩＡ

代表取締役　木下　哲嗣

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十六年三月十八日

東京都中野区東中野二丁目二二番二〇号

株式会社葉月

代表取締役　阿部　貴信

限定承認公告

本籍岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町一丁目一六九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加藤　浩和

右被相続人は平成二十六年一月六日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日

岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町一丁目一六九番地　限定承認者　加藤　房江

限定承認公告

本籍大阪府池田市満寿美町六七六番地一一、最後の住所大阪府豊中市新千里北町一丁目一番Ｃ三ノ二〇四号　被相続人　亡　田口　陽

右被相続人は平成二十六年二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十六年三月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日

大阪府豊中市新千里北町一丁目一番Ｃ三ノ二〇四号　相続財産管理人　田口　美鶴

訂正公告

大阪簡易裁判所に係る平成二十六年三月六日掲載の平成二十六年（ハ）第一二号及び平成二十六年三月十二日掲載の平成二十六年（ハ）第一五号公示催告中「代表者代表取締役　吉川　修生」とあるは「代表者代表取締役　吉川　修生」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

平成二十六年三月三日掲載の名古屋家庭裁判所豊橋支部に係る平成二十五年（家）第四九二号失踪宣告取消中「申立人（失踪者）　齋藤　裕輔」とあるは「申立人（失踪者）　齋藤　裕輔」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

平成二十六年三月十日（号外第四十九号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、乙の代表取締役「門脇　透友」とあるは「渡世将太郎」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年三月十八日

大阪市中央区博労町一丁目七番七号

（甲）株式会社ベストコミュニケーションズ　代表取締役　渡世将太郎

大阪市中央区南船場一丁目八番五ＳＫ南船場ビル八Ｆ　（乙）株式会社アイフロント

代表取締役　渡世将太郎

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一五	八	下	様式第二中 様式第四中	the discussion between them.
一五	八	〃	様式第二中 様式第四中	the discussion.
一五	八	〃	様式第二中 様式第四中	the name of the child and the person
一五	八	〃	様式第二中 様式第四中	son
一二	上	〃	様式第三中	それらの者
一二	上	〃	様式第三中	子と同居している者

平成二十五年十月二十九日（号外第二百三十三号）国土交通省告示第千六十二号（建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準）

（原稿誤り）

七ページ上段一六行目の「確かめられること。」の後に「ただし、国土交通大臣が認める場合には、同規則第五条第一項各号のいずれかに掲げる者が耐震診断を行うことを要しない。」を加える。

平成二十六年二月十日九州地方整備局告示第二十一号（道路に関する件）

（原稿誤り）

七	下	終りから	二二四・〇〇～七一・〇〇	二二五・〇〇～六〇・六〇

◉号外　三月十八日付第五五号八〇
十八日付衆会第二号二四ペ
ページ●同日付政府調達第五〇号三二ページ●一月二
ージ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）